

# 秋田県公報

## 目 次

### 選挙管理委員会告示

- 秋田県知事選挙における選挙人名簿の登録の基準日等(一六)……………1
- 秋田県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日(二七)……………1
- 秋田県選挙管理委員会分室の設置……………1
- 秋田県選挙管理委員会分室において処理すべき事務……………1

### 選挙管理委員会告示

#### 秋選管告示第二十六号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙における選挙人名簿の基準日、登録日及び縦覧期間を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第二項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四条第二項の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成二十一年三月十九日

- 一 基準日 平成二十一年三月二十五日 田 中 伸 一  
(年齢については四月十二日)
- 二 登録日 平成二十一年三月二十五日
- 三 縦覧期間 平成二十一年三月二十六日

#### 秋選管告示第二十七号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四百四十四条の二第五項の規定により、平成二十一年三月二十六日と定めたので告示する。

### 選挙管理委員会告示

平成二十一年四月十二日執行の秋田県議会議員補欠選挙の事務を処理するため、秋田県選挙管理委員会規程(昭和二十八年秋選管告示第五十四号)第十三条の二第一項の規定により、次のとおり秋田県選挙管理委員会分室を設ける。

平成二十一年三月十九日

- 一 分室の名称及び場所 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

分室の名称	場 所
秋田県選挙管理委員会 男鹿分室	男鹿市船川港船川字外ヶ沢百三十四番地 秋田県船川港湾事務所内
秋田県選挙管理委員会 北秋田分室	北秋田市鷹巣字東中倍七十六番地の一 秋田県北秋田地域振興局内

- 二 分室の設置期間 平成二十一年三月十九日から同年五月一日まで

秋田県選挙管理委員会規程(昭和二十八年秋選管告示第五十四号)第十三条の二第三項の規定により、平成二十一年四月十二日執行の秋田県議会議員補欠選挙において秋田県選挙管理委員会分室が処理すべき事務を次のとおり定める。

平成二十一年三月十九日

- 一 選挙運動用自動車及び拡声機の表示板の交付
- 二 腕章及び街頭演説用標旗の交付
- 三 選挙事務所に関する届出の受理
- 四 出納責任者に関する届出の受理
- 五 選挙運動に従事する事務員等の届出の受理
- 六 選挙公報の届出の受理等に関する事務
- 七 選挙公営に関する事務

- 八 選挙運動に関する収支報告書の受理
- 九 当選の告知及び当選証書の交付
- 十 その他委員長が指定するもの

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所  
秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄